

新宿区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の 策定について（報告）

令和 7 年 6 月に成立した改正給特法（令和 8 年 4 月 1 日施行）に基づき、教育委員会は、文部科学大臣が定める指針（令和 7 年 9 月改正）に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定することが義務付けられた。

また、計画の策定及び毎年度の実施状況については、総合教育会議への報告及び公表を行うこととされた。

これを踏まえ、新宿区教育委員会は、「業務量管理・健康確保措置実施計画」を下記のとおり策定したため、改正給特法第 8 条 3 項に基づき、本総合教育会議で報告する。

記

（１）計画名称

教員の勤務環境の改善・働き方改革第三次報告書

（新宿区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画）

（２）計画の位置付け

新宿区教育委員会では、教員の勤務環境の改善及び働き方改革を推進するため、「教員の勤務環境の改善・働き方改革第三次報告書」を令和 7 年 3 月に策定した。

本計画は、改正指針を踏まえ、同報告書を令和 8 年 3 月に一部改訂し、改正給特法第 8 条第 1 項に規定する「業務量管理・健康確保措置実施計画」として位置付けたものである。

（３）計画期間

令和 8 年度から令和 11 年度までの 4 年間とする。

（４）計画目標

改正指針等を踏まえ、以下の目標を設定し、令和 12 年 3 月末までの達成を目指す。

- ① 1 週間あたりの実働勤務時間が 50 時間を超える教員を原則ゼロ
- ② 1 年間における時間外在校等時間が 360 時間を超える教員を原則ゼロ
- ③ ワーク・ライフ・バランスを意識して業務を行っている教員の割合 80%

※ ①は時間外在校等時間月 45 時間、②は年 360 時間に相当し、改正指針と整合する指標

※ ②③は令和 8 年 4 月から追加した目標

（５）今後の取組

計画目標の達成に向け、3 つの重点方針である「意識改革」「業務改善」「体制支援」のもと、18 の施策を体系的に実施する。

また、計画の進捗状況については、毎年度、総合教育会議への報告及び公表を行うとともに、時間外在校等時間の上限を超える教員が依然として一定数存在している状況を踏まえ、継続的な検証・改善を図る。